

## 【研究ノート】

『司法省監獄局統計年報』の  
「新入懲治人」統計をどう理解すべきか

## ～瘡唾懲治人の監獄局統計の検討～

伊藤 照 美

明治13年太政官布告の刑法（以下、旧刑法）第82条「瘡唾者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得」に基づき横浜監獄内に設置された瘡唾（盲唾）懲治場についての拙稿<sup>1</sup>の中で「明治37年3月、司法省監獄局長の通牒<sup>2</sup>に基づき、東京・巢鴨・千葉・浦和・宇都宮・前橋・水戸の各監獄に収容されていた瘡唾者（及び盲人）は総て横浜監獄の懲治場に収容されることとなり」と記述した点につき、當問論文（2012）<sup>3</sup>において『司法省監獄局統計年報』のデータを用いて次のような指摘がなされた。

「これは確かにそうであったろう。ただし、明治37年（1904）年に市谷<sup>4</sup>監獄懲治場へ収容されている1人は収容月が不明なために除外するにしても、監獄局長による通牒が出たあとも、明治38年（1905）から明治41年（1908）にかけて東京監獄、前橋監獄、水戸監獄、宇都宮監獄、長野監獄に瘡唾者が新たに収容されていることがわかった。特に東京監獄においてはその傾向が強く、明治38年（1905）から明治41年（1908）の間に12人の瘡唾懲治人を新たに収容している。言い換えれば、明治37年（1904）以降であっても、関東管区内の瘡唾懲治人はすべて横浜監獄懲治場に直ちに収容されたわけではないことを示しているのであ

る。」（下線は筆者）

この指摘は、関東管区内<sup>5</sup>で懲治場留置処分を受けた瘡唾者が、敢えて横浜監獄以外の懲治場に新規で収容されていたかのような誤解を与えかねない。

しかし、監獄統計年報に示される「新入」懲治人のほとんどのケースは、刑事被告人として監獄の拘置監<sup>6</sup>に勾留されていた者が、裁判において懲治場留置処分の決定を受け、確定して「刑事被告人」から「懲治人」に身分が変わった時に、その勾留されていた拘置監のある監獄で「新たに懲治人とされた者」を「新入」懲治人として数えただけのことである。すなわち、「新入」懲治人があったとされる当該監獄は、刑事事件の係属した裁判所の管轄地域の監獄であったに過ぎず、敢えて当該監獄を選んで「新たに収容した」ということには該たらない。したがって、この監獄局統計の「新入」懲治人のデータをもって、関東管区内の瘡唾者が横浜監獄の懲治場に直ちには収容されなかった事例として挙げるのは拙速である。

以下、監獄局統計における「新入」の意味を仔細に検討する。

## 1. 年末現員の数

監獄局統計年報全体を対象にして検討

すると膨大な量になるので、上記下線部で指摘された明治38年～明治41年の東京、前橋、水戸、宇都宮、長野の各監獄の瘖啞懲治人に絞って述べる（表1）。

表1の年末現員数に注目すると、水戸監獄で明治39年と明治40年に各1名、長野監獄で明治41年に女子瘖啞者1名がいるだけで、それ以外の監獄の瘖啞者の年末現員は横浜監獄を除いてゼロになっている。「新入」者の合計数と、出場者の「他管へ押送」者の数からして、「新入」懲治人のほとんどは年内に「他管へ押送」されている。押送された先の「他管」がどこであるかは、この不完全な統計<sup>7</sup>からは、正確に特定することはできないが、数字の動きを追っていくと横浜監獄に押送されていることが強く推認される。

このことは何を意味するのか、以下で更に検討する。

## 2. 懲治場の設置が指定されている監獄と指定されていない監獄

「特に東京監獄においてはその傾向が強く、明治38年（1905）から明治41年（1908）の間に12人の瘖啞懲治人を新たに収容している。」との指摘がなされているが、そもそも東京監獄には、地方監獄と、拘置監のみが設置されており、懲治場の設置は指定されていないということをまず押さえておきたい。（明治36年3月司法省告示第17号 監獄管制第12条第2項ニ依り各監獄ノ種類ヲ指定スルコト左ノゴトシ「東京監獄 地方監獄、拘置監」）。

前橋監獄と宇都宮監獄については、懲治場を設置するよう同告示で指定されて

いるが、監獄局統計年報の「監獄の建物及び坪数」の項目を見ると、懲治場のための地所坪数が実際にはとられていない（一部わずかな数の房とスペースを懲治場に当てている年もある）。

以上のことから、監獄局統計においては、「懲治場の設置が指定されていない監獄においても、懲治人が収容された」として統計上の数字が出てくることがわかる。この点については、後でまた述べる。

## 3. 監獄内の懲治場の実態について

ここで懲治場の当時の実態について確認しておきたい。我が国の近代的監獄制度の整備に力を尽くした小河滋次郎は次のように述べている。

「…懲治場ノ設備ハ極メテ不完全デアリマスガ、監獄則ニ據リマシテ矢張り監獄ノ一部ニナツテ居リマス、各府県ニ於テ懲治人ノ数ガ極ク少イ為ニ監獄則ノ上ニ於テハ現ニ懲治場ノ障壁ヲ以テ區別シテ、他ノ囚人ト同一ノ場所ニ置カヌヤウニト云フコトニナツテ居リマスケレドモ、實際ニ於テ其府県ニ依ッテハマルデナイヤウナ所モアリマス、又アリマシテモ一人或ハ二人三人ト云フコトデ極ク多クノ所デモ十人、十四五人ト云フコトデ、…為ニ懲治人ヲ入レル所ノ建物ガナイカラ實際ニ非常ナ困難デアリマス、…」<sup>8</sup>

このような懲治場の実態を踏まえ、幼年者（少年）の分類拘禁が強く要請されるようになり、一方で感化法・感化院の整備を鋭意推進しつつも、当面の過渡的な措置というべきであろうか、明治35年12月には埼玉監獄署川越支署（後の浦和

監獄川越分監)を幼年監と指定して近隣の男幼年囚及び男懲治人の収容を開始し、続いて、関東管区では明治37年3月に横浜監獄に女懲治人と瘡唾懲治人が、同年11月に浦和監獄熊谷分監、明治39年2月に横浜監獄小田原分監が男幼年囚及び男懲治人の特別監に指定され、幼年囚や懲治人それぞれの属性に応じた特別監に集められるようになったのである。

本稿で検討対象としている統計時期の明治38年～明治41年は、上述したように幼年囚・懲治人の特別監が設置され、懲治人の属性毎に集禁されるようになった時期と重なる。この時期に、敢えて、懲治場の設置が指定されていない監獄や懲治場としての十分な設備が整っていない監獄に「新たに収容する」ということは考えにくい。ここはやはり、刑事被告人が確定判決によって「懲治人」という身分に変わったため、統計上「新入」懲治人と数えたものに過ぎないと見るのが相当である。

#### 4. 監獄局統計年報の基礎データとなる「監獄統計小票 記入心得」

監獄統計の基礎データとなる「監獄統計小票」(図1、図2)の記入心得が監獄局通牒として出されているので、以下に紹介する。

●監獄局長通牒(明治33年10月 司法省 監甲第124号)より抜粋

監獄統計小票記入心得

- 一 統計小票ハ拘置監、囚人監、懲治場、別房留置場(乳児共)ニ出入スル者アル毎ニ一人各一票ヲ用ヒ記入ト塗抹ノ二様ヲ兼ヌル処ノ方式ナリ<sup>9</sup>

●監獄局長通牒(明治33年12月 司法省 監甲第243号)より抜粋

- 一 監獄統計小票記入心得第一項ニ統計小票ハ拘置監囚人監懲治場別房留置場ニ出入スルモノアル毎ニ一人各一票ヲ用ユトハ實際監獄ヲ出入セサルモ身分ノ異ル都度出入小票ヲ製作スルノ旨趣ナリ<sup>10</sup>(下線筆者)

下線部分の趣旨は、例えば、監獄内に勾留されている刑事被告人が、判決の確定によって、囚人や懲治人に身分が変わったような場合にも監獄統計小票を作るように指示するものである。

また、次のごとき入監小票記入心得もある。

●監獄局長通牒(明治33年10月 司法省 監甲第124号)より抜粋

刑事被告人入監小票

- 一 囚人、懲治人、別房留置人逃走シテ逮捕セラレ収監シタルトキハ再入以上トシ初入及(六)(七)ノ二項ヲ塗抹スヘシ<sup>11</sup>

すなわち、懲治人が逃走して逮捕され、収監した時は「刑事被告人入監小票」を作れという。<sup>12</sup>

以上の入監小票記入心得は、筆者の主張を裏付けるものである。

#### 5. 不論罪に該当する瘡唾者が果たして「刑事被告人に」たる身分を得るか

筆者の主張の前提となる部分であるが、そもそも不論罪にあたる懲治人が、刑事被告人として監獄に勾留されていたのであろうかという疑問がある。なんとすれば、旧刑法第82条の趣旨は、瘡唾者

が罪を犯しても、「刑罰を与えるための裁判をすることはしない」＝「罰しない」、というものだからである。

法に照らして犯人が不論罪に該たる者であると検察官が確信した場合、検察官は犯人を起訴しない。しかし、そうだとすれば、同条但書のいう不論罪該当者に対する懲治場留置処分は、いつ、誰が、いかにして行うのが問題となる。同法には明文の規定がないため、この点をめぐって、内務省司法部内でいくつかの告達訓令が出されており、また明治26年には大審院判決が出されているので、以下紹介する。

●長崎始審庁<sup>13</sup>検事（明治15年2月14日電報伺 同年同月16日指令）<sup>14</sup>

刑法第七十九条<sup>15</sup>第八十条<sup>16</sup>ノ懲治場ニ入レ置ク者ハ検察官ニ於テ期限ヲ定メ獄司ニ引渡シ執行セシムル儀ナリヤ又ハ期限ヲ定メ言渡スハ裁判官ノ処分ナルヤ至急御指揮ヲ乞フ

【指令】懲治場ニ入置ク者ノ儀伺之趣ハ検察官ノ請求ニヨリ裁判官ニ於テ期限ヲ定メ云渡スヘシ

刑法第79条第80条についての伺いとなっているが、第82条の瘡唾者についても同趣旨となる。要するに、検察官が懲治場留置処分をなして獄司に引き渡すのではなく、検察官は懲治場留置処分を請求して公訴を提起するにとどまり<sup>17</sup>、裁判官が懲治場留置処分（その留置期限を定める処分）を言い渡さねばならないとしている。

また、予審判事が「免訴」としたが、検察官が懲治場留置処分のみを求めて公訴した事件について、被告人の法定代理人たる実父がこれを不当として控訴した

結果、控訴院が第一審を取り消し本案控訴を受理せずと言い渡した二審判決に対し、控訴院検事長が上告した事件で、大審院は「懲治場留置処分ノ純然タル刑罰ニアラサルコト固ヨリ論ナシト雖モ既ニ犯罪行為ニ対スル刑法上ノ制裁トシテ同法第七十九条第八十条ノ規定アル上ハ其ノ此ヲ言渡ス者は即チ裁判所ニシテ其之を請求スルハ即チ検事ナル可キカ故ニ検事ニ於テ裁判所ニ此請求ヲ為スノ手續ニ付テハ単ニ該処分ノミヲ目的トシタル時ト否トニ拘ハラズ総テ公訴手續ニ準拠シテ起訴ス可キハ当然ノコトナリトス」(明治26年10月23日大審院判決)<sup>18</sup>とした。つまり、不論罪に該当するとして予審で「免訴」<sup>19</sup>となった場合でも、予審を経なかった場合でも、いずれにしる懲治場留置処分をするには、検事が公訴提起をした上で、裁判官が判決によって懲治場留置処分を行わねばならない、と。本件大審院判決によって、旧刑法79条、80条、82条の懲治場留置処分についての解釈・運用が固まったといえよう。

これすなわち、懲治場留置処分が確定するまでの間は不論罪該当者も「刑事被告人」の身分に置かれるということである。

## 6. 刑事被告人たる瘡唾者は必ず監獄に勾留されていたか

懲治場留置処分の判決が出されたケースにおいて、公訴提起後に「保釈」<sup>20</sup>決定あるいは「責付」<sup>21</sup>決定を受けて釈放され、在宅にて公判期日に刑事被告人として裁判所に出頭し、裁判において懲治場留置処分判決を受け、それが確定して

から、初めて監獄内の懲治場に入るということは理論上あり得る。

とは言え、定められた公判期日に出頭できるほどの瘖啞者に対しては、あるいは、保釈保証金を積むことができるほどの資力や十分な保護・監督ができる家庭環境にある瘖啞者に対しては、懲治場留置処分はなされなかったであろう。懲治場留置処分が必要となる「情状」とは、住所不定で、保護・監督することができる家族や家庭環境もなく、教育も職も資産もなく、そのまま放置しておけば再犯を繰り返すことが明らかであるというようなことであろうから、懲治場留置処分を受けることになった刑事被告人たる瘖啞者のほとんどは、監獄において勾留されていたと考えて間違いないだろう。

ところで、勾留をされている刑事被告人に対し予審判事が不論罪にあたるとして「免訴」の言い渡しをなす場合、必ずこれと同時に「放免」の言い渡しをしなければならない（治罪法224条2号）。他方で、検察官は、免訴された瘖啞者を懲治場留置処分にすべきと考える場合、別途、公訴提起をしなければならないが、予審の免訴放免の言い渡しの確定の期限はわずか1日であり（治罪法第247条）、第1回の公判廷に被告人を呼び出すには少なくとも2日の猶予を与えなければならないので、公判廷を開いたとしても、失踪してしまい出頭が確保できない虞がある。再犯を防ぎ、懲治場留置処分に差し支えない様にするには如何にすべきかという趣旨の具申が東京軽罪<sup>22</sup>庁検事より明治15年12月26日出されている。これに対しては、

【指令】 具申ノ趣検事ニ於テ一日内ニ

懲治場留置処分ヲ求ムルコトヲ得サル時  
勾留状ヲ発シ速ニ其処分ヲ求ムル様<sup>よういたす</sup>可<sup>べき</sup>致<sup>せうろうこと</sup>候事（明治16年1月29日指令）<sup>23</sup>

として、検事が勾留状を発して勾留を継続することを可としている。このような運用によって、懲治場処分の言い渡しが確定するまでは勾留を続けていたものであろう。

## 7. まとめ

以上により、監獄局統計年報の「新入」懲治人の意味は、刑事被告人として勾留されていた不論罪該当者が、懲治場留置処分の判決確定を以って懲治人に身分が変わった段階で「新入」と数えられたものであるといえよう。

## 附記

當間論文に「瘖啞懲治人については明治44年（1911）まで収容がなされていたことがわかり、この時点では、統計によれば、神戸監獄洲本分監、神戸監獄兵庫出張所にのみ懲治場の記載があることから、おそらくは兵庫県のこのいずれかの監獄に最後の瘖啞懲治人がいたのではないかと考えられる。」<sup>24</sup>との記述がある。

しかし、先に述べたように、監獄局統計においては、「懲治場の設置が指定されていない監獄においても、懲治人が収容されている」として統計上の数字にあがっているのである。したがって、「この時点では、統計によれば、神戸監獄洲本分監、神戸監獄兵庫出張所にのみ懲治場の記載があることから、おそらくは兵庫県のこのいずれかの監獄に最後の瘖啞懲治人がいたのではないかと考えられ

る。」<sup>25</sup>としているが、統計において懲治場として最後まで残っていた監獄に、最後の瘡唾懲治人が居たと考えるのは拙速である。

そこで、最後の瘡唾懲治人はどこにいたのかを以下検討する。

明治43年末に瘡唾懲治人が全国で8人残っていた<sup>26</sup>ことが明らかにされているが、在監人員「第三一年末在監人員監獄別」<sup>27</sup>の欄では、監獄別の懲治人の年末現員数はわかっていても、瘡唾者か否かの区別をしていないため、この統計だけでは最後の瘡唾懲治人がどの監獄にいたのかを特定できない。

しかし、前年の明治42年の監獄統計の「懲治人ノ出入」によれば、「新入」瘡唾懲治人が全国においてゼロであったことが示されている<sup>28</sup>。さらにその前年明治41年末の瘡唾懲治人が在監していた監獄と人数は次のように明らかにされている。

#### ●明治41年瘡唾懲治人の年末現員

横浜34人、長野1人(女)、  
名古屋2人、金沢3人、広島1人、  
高知1人、佐賀2人、合計44人<sup>29</sup>

即ち、明治41年の時点で神戸監獄では瘡唾懲治人の年末現員がゼロだったのであり、さらに明治42年には全国において新入瘡唾懲治人がゼロであったことから、明治43年末に神戸監獄に最後の瘡唾懲治人がいたという事はあり得ないことになる。

では、最後の瘡唾懲治人はどこにいたのか？

明治41年に瘡唾懲治人を収容していたことが判明している監獄のうち、明治43年に懲治人を収容していたとして統計に

表れているのは、横浜、長野、佐賀の各監獄であるから、最後の瘡唾懲治人8人はこの3つの監獄の中のいずれかに居たことになるのである。

#### 注

- 1) 伊藤照美(2009)『第12回日本聾史学会報告書』
- 2) 2009年の拙稿において「明治37年3月司法省監獄局通牒」としたのは、「従来東京府、神奈川県、茨城県、群馬県、山梨県、埼玉県、静岡県各管内に於ける男女懲治人を当監に収容し来たるも、更に明治三十七年三月監獄局長の通牒に基き、同管内に在る盲唾者たる懲治人も総て当監に収容する事となり、之に要する専任教師一名を特に増置するに至れり。」(真宗本願寺派本願寺、真宗大谷派本願寺(1928)『日本監獄教誨史(上)』)を引用したものであるが、当該監獄局長の通牒については、監獄協会編纂『監獄法令類纂』(1911)でその存在を確認できず、情報が誤っている可能性がある。この点、他の幼年特別監に関する達示については、監丙第●号で行われているようである(矯正協会、(1984)『少年矯正の近代的展開』)、『監獄法令類纂』で確認したところ、監獄局長通牒にはいずれも監甲第●号との番号が振られており、監丙号達示は残念ながら同類纂には掲載されていない。以上のことから、明治37年3月の司法省監獄局から出されたのは監丙号達示の可能性が高いと考え、現在調査中。
- 3) 當間正敏(2012)「明治期の監獄懲治場における瘡唾者収容推移 ～司法省監獄局統計年報から～」『第15回日本聾史学会神戸大会予稿集』、p9
- 4) 巢鴨監獄の誤り。
- 5) 関東管区には、東京、市谷、巢鴨、横浜、浦和、前橋、千葉、水戸、宇都宮、甲府、長野、小菅の各監獄がある。しかし、実際には、明治41年8月31日時点で横浜監獄内盲唾懲治場入場者累計51名中8名が北陸管区の新潟と富山、東北管区の福島(若松分監、平分監)、東海管区の静岡の各監獄から入場した者であった。(有馬四郎助(1908)「生徒一覧表」『講演原稿』、p3、横浜市立図書館蔵)
- 6) 監獄則(明治22年勅令第93号)第1条は、監獄を次の6種とする。

1. 集治監：徒刑流刑及び旧法懲役終身に処せられた者を拘禁する所。(明治36年4月1日より「集治監」を「監獄」と改称(明治36年3月勅令36号))
  2. 仮留監：徒刑流刑に処せられた者を集治監に押送するまで拘禁する所。
  3. 地方監獄：拘留禁固禁獄懲役に処せられた者及び徒刑に処せられた婦女を拘禁する所。
  4. 拘置監：刑事被告人を拘禁する所。
  5. 留置場：刑事被告人を一時留置する所。但し、警察署内の留置場は罰金を禁固に換える者(罰金を支払えない場合などに禁固に換える)及び拘留に処せられた者を拘禁する所とする。
  6. 懲治場：不論罪に係る幼者及び瘖啞者を懲治する所。  
 刑事被告人を拘禁する「拘置監」と「留置場」の差異については、  
 「留置場は一時留置する処にして彼の勾引状に依り勾引したるものを一時留置し又は勾留状に依り勾留するものを其時間留置する処のものたり  
 拘置監は勾引状を以て勾引せられ勾留状を以て勾留せられたるもの取調未済の爲め収監状を發して収監するものを拘禁する処なるべし之れ収監状を發して収監するは一時にあらざして其経過するの時日一件取調済までのものなれば予め其時間を定むるを得ず」樋山廣業(1889)『改正監獄則註釈 一名司獄吏員及在監者心得』版權所有 吉岡氏発行、1-2：pp19-20
  - 7) 「懲治人ノ出入」統計については、瘖啞者が区別されているのは、入場者については「新入」のみで、「再入者」「他管ヨリ押送者」の項目にはその区別がなされておらず、また、出場者にはについても「年末現員」のみで、それ以外の「満期」「仮出場」「他管ヘノ押送」「逃走」「疾病及事故」「死亡」の項目で瘖啞者の区別がなされていないため、瘖啞者の移動状況を正確に追うことが出来ない。
  - 8) 小河滋二(ママ)郎(政府説明員) 答弁、『第十四回帝國議会 貴族院感化法案特別委員會議事速記録第一号』、(1900) 明治33年2月22日
  - 9) 司法省監獄局『監獄法令類纂』明治三十四年九月(1901)、監獄統計、p 1701
  - 10) 司法省監獄局『監獄法令類纂』明治三十四年九月(1901)、監獄統計、p 1720
  - 11) 司法省監獄局『監獄法令類纂』明治三十四年九月(1901)、監獄統計、p 1704
  - 12) 但し、時期は明治15年で、明治33年より前であるが、これと矛盾する訓示が出ている。
- 福岡始審庁判事(明治15年3月3日請訓、同年同月29日内訓)  
 「・・・  
 又該留置人留期限内逃走シタルトキハ之ヲ逮捕スルニ如何ナル法則ニ據ル乎素ヨリ已決囚ノ囚徒ト稱シ難シト雖トモ監獄則第六條ニ掲ケル在監人ナレハ之モ亦其囚徒ニ対スル法則ヲ以テ等シク逮捕ヲ命ス可キ乎若シ然ルト雖モ逃走ノ責ナキモノ乎蓋シ刑法其他ノ法律規則ニ問フヘキ正条ナキ上ハ勿論逮捕ノ儘留置シ又逃走中ノ日數ハ期限内ニ算入セス執行スヘキ乎  
 【内訓】・・・見解ノ通  
 すなわち、明治15年3月の内訓によれば、懲治人が逃走した時は、旧刑法の定める「囚徒逃走の罪」に問うことができないから、逮捕した場合は、裁判にかけずそのまま懲治場への留置を継続し、ただ逃走していた日数分だけ当初の留置期限より延ばすという見解である。しかし、この内訓が収録された司法部内同盟編纂『刑法訓令類纂並附則』の発行は明治17(1884)年9月であるから、これ以後に運用が変わり、明治33年10月の監獄局長通牒の時点では、懲治人が逃走し、逮捕された場合は、刑事被告人として、あらためて公訴提起がなされ、裁判官により懲治場留置処分(日数)の期限(日数)を新たに定めるようになったのかもしれない。この点についての資料は未確認。
- 13) 裁判所順次(司法省丁第16号明治14年10月8日大審院裁判所) 大審院、控訴裁判所、始審裁判所、治安裁判所。
  - 14) 布告第37号明治13年7月17日 「治罪法」第一章 通則 第32条 裁判所ニハ檢察官一名又ハ數名を置く
  - 15) 司法部内同盟編纂『刑法訓令類纂並附則』同盟印刷(1884)、p 224
  - 16) **第七十九條** 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得  
**第八十條** 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所爲是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

2 若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス

- 17) なお、検察官が不論罪に該当しないと信じるところあって公訴を提起したが、裁判において不論罪に該当する者であると認定された場合、検察官は当然のことながら懲治場留置処分ノ請求をなしていないわけだが、この場合は、裁判官が職権で懲治場留置処分を命ずることができるとしている。(松江裁判所検事による伺 明治14年12月28日、明治15年1月24日指令、司法部内同盟編纂『刑法訓令類纂並附則』同盟印刷(1884)、p 223

また、検察官が、不論罪に該当しないと信じ、かつ、重罪あるいは軽罪ではあるが複雑困難なケースと史料した場合には、予審を請求することになるが、その場合、予審判事が懲治場留置処分をなすことができるかについては、予審判事は不論罪にあたる者に対しては免訴の処分をなすまでのものとしている。(福岡始審庁判事明治15年3月3日請訓 明治15年3月29日内訓、司法部内同盟編纂『刑法訓令類纂並附則』同盟印刷(1884)、pp 226-227

- 18) 件名「殴打創傷ノ件」、関係事項「懲治場留置処分」、明治26年10月23日宣告、第1056号、被告坂野井久作、第一審 福島地方裁判所 第二審 宮城控訴院、大審院蔵版『大審院刑事判決録』明治二十六年 自三月至十二月
- 19) 治罪法224条 予審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ為シ且被告人勾留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡シヲ為ス可シ
- 第一 犯罪ノ証憑充分ナラサル時
  - 第二 被告事件罪ト為ラサル時  
(筆者注：不論罪該当のとき)
  - 第三 公訴ノ期滿免除と為リタル時
  - 第四 確定裁判ヲ経タル時
  - 第五 大赦アリタル時
  - 第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スル時
- 20) 布告第37号 明治13年7月17日治罪法210条

予審判事ハ予審中勾留状又ハ収監状ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ検事ノ意見ヲ聴キ何時ニテモ呼出ニ応シ出廷ス可キノ証書ヲ差出サシメ保釈ヲ許スコトヲ得 被告人無能力ナル時ハ親族又ハ代人ヨリ保釈ヲ求ムルコトヲ得

- 21) 布告第37号 明治13年7月17日治罪法219条 予審判事ハ保釈ノ請求アルト否トヲ問ハス検事ノ意見ヲ聴キ被告人ヲ其親族又ハ故旧ニ責付スルコトヲ得

●被告人責付手続(布告第47号 明治14年9月20日)

刑事裁判所ニ於テ被告人ヲ責付スルニハ左ノ手続ニ従フベシ此旨布告候事

第一条 被告人ヲ責付スルニハ親族又ハ故旧ヨリ何時ニテモ呼出ニ応シ出廷セシムベキノ証書ヲ其裁判所書記局ニ差出サシムベシ

第二条 責付中被告人ヲ呼出ス時ハ出廷ヨリ二十四時前ニ其通知ヲ為スベシ

第三条 被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出廷セザル時ハ検事ノ意見ヲ聴キ責付ヲ取消スベシ

- 22) 輕罪裁判所ハ始審裁判所ノこと
- 23) 司法部内同盟編纂『刑法訓令類纂並附則』同盟印刷(1884)、pp 230-232
- 24) 當間正敏(2012)「明治期の監獄懲治場における瘡痍者収容推移 ～司法部監獄局統計年報から～」『第15回日本歴史学会神戸大会予稿集』、p 9
- 25) 同上
- 26) 『帝国司法部第12回監獄統計年表』「第四年末在監人員累年比較」、総覧 p 2
- 27) 同、p50
- 28) 『帝国司法部第12回監獄統計年表』「第五懲治人ノ出入」、懲治人及勞役場留置者、pp156-157
- 29) 『帝国司法部第10回監獄統計年表』「第七四懲治人ノ出入 明治四十一年」、懲治人、pp180-181

表1 「懲治人ノ出入」 \* 監獄統計年報 第6回(明治37年)~同第10回(明治41年)から抜粋して作成

		東京		横浜		浦和		前橋		水戸		宇都宮		長野	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
M37	年末現員	幼年者	7		6	2	158	1		1	1		6		1
		瘡痂者				8									
明治38年	入場者	前年ヨリ越員	7		6	10	158	1		1	1		6		1
		新入幼年者	1	36	6	33	2		6	1	1	2	7		14
		新入瘡痂者		1		1							1		
		再入者					13						1		
		他管ヨリ押送者			8	5	114								
		合計	8	37	20	49	287	1	6	2	2	2	15		15
	出場者	満期	2			3	46				1	1	7		2
		仮出場	2		3	1	19			1					
		他管へ押送	3	36		34			6		1		8		
		逃走					12								
		疾病及事故													
		死亡					1								
		合計	7	36	3	38	78		6	1	2	1	15		2
	年末現員	幼年者	1	1	17	2	209	1		1		1			13
	瘡痂者				9										
明治39年	入場者	前年ヨリ越員	1	1	17	11	209	1		1		1		13	
		新入幼年者	6	82	7	29	1	6		7		11	1	11	22
		新入瘡痂者	1	3		3				1		1		1	
		再入者			2		3						1		
		他管ヨリ押送者			17	6	166								
		合計	8	86	43	49	1	384	1	8	1	12	2	13	35
	出場者	満期			2	4	53	1							9
		仮出場			2	2	42								
		他管へ押送	8	85		29	1		8	1	11	2	11		
		逃走			2		1								
		疾病及事故					1								
		死亡													
		合計	8	85	6	35	1	97	1	8	1	11	2	11	9
	年末現員	幼年者		1	36	1	287						2		26
	瘡痂者			1	13					1					
明治40年	入場者	前年ヨリ越員		1	37	14	287				1		2		26
		新入幼年者	7	134	7	42	4	4	22	1	21	6	1	15	
		新入瘡痂者		4		2			1		1				
		再入者				4	3								
		他管ヨリ押送者			16	194	154								
		合計	7	139	60	256	448	4	23	1	23	8	1	41	
	出場者	満期			1	7	53	1			1				7
		仮出場			6		36								1
		他管へ押送	7	139		27	106	3	23	1	21	7			
		逃走				5	5								
		疾病及事故													
		死亡					1								
		合計	7	139	7	39	201	4	23	1	22	7		9	
	年末現員	幼年者			53	192	247					1	1	32	
	瘡痂者				25				1						
明治41年	入場者	前年ヨリ越員			53	217	247				1		1	1	32
		新入幼年者	8	77	6	111	5	2	12	1	5	1	4		9
		新入瘡痂者		3		5			1		1			1	
		再入者			2	1	4								1
		他管ヨリ押送者			23	8	37								
		合計	8	80	84	342	293	2	13	1	7	1	5	2	42
	出場者	満期			6	34	48								6
		仮出場			13	19	30								2
		他管へ押送	8	80		18		2	13	1	7	1	5		
		逃走				3	5								
		疾病及事故			2										
		死亡				2	5								
		合計	8	80	21	76	88	2	13	1	7	1	5		8

